

雲南地区ふるさと市町村圏計画

期間：令和3年度～令和7年度

【 目 次 】

I	計画の基本事項	
1.	計画策定の経緯と趣旨	・・・ 1
2.	これまでの計画策定状況	・・・ 1
3.	計画の位置づけ及び期間	・・・ 1
4.	計画の区域	・・・ 1
II	基本理念	・・・ 1
III	基本計画	
1.	ものづくり[産業の振興]	・・・ 2
2.	イメージづくり[観光の振興]	・・・ 2
3.	安心づくり[環境・基盤整備]	・・・ 3
4.	人づくり[地域力の向上]	・・・ 3
5.	施策の実施体制	・・・ 4

I 計画の基本的事項

1. 計画策定の経緯と趣旨

雲南圏域は、平成 13 年度に国から「雲南地区ふるさと市町村圏」の指定を受け、「ゆうきの里 雲南 ～旬を感じ、生命（いのち）を育む～」を基本理念に掲げ、平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間を期間とする「雲南地区ふるさと市町村圏計画」（以下「市町村圏計画」という。）を策定しました。

その後、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定した広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止されました。（平成 20 年 12 月 26 日総務庁第 39 号総務事務次官通知）

このことにより、ふるさと市町村圏諸施策についても法的根拠はなくなりましたが、引き続き雲南圏域の総合的、一体的な振興発展に向けた諸施策を進めるため、この計画を策定するものです。

2. これまでの計画策定状況

雲南地区ふるさと市町村圏計画（基本構想）	平成 13 年度～平成 22 年度
雲南地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）	平成 18 年度～平成 22 年度
雲南地区ふるさと市町村圏計画	平成 23 年度～平成 27 年度
雲南地区ふるさと市町村圏計画	平成 28 年度～令和 2 年度

3. 計画の位置づけ及び期間

この計画は、雲南広域連合規約第 4 条第 1 項第 1 号の規定により策定するもので、雲南地区ふるさと市町村圏振興事業基金を活用して行う事業の実施計画とします。

計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

4. 計画の区域

この計画の対象区域は、雲南市、奥出雲町、飯南町の 1 市 2 町とします。

II 基本理念

(1) 雲南地区ふるさと市町村圏計画 基本理念

「ゆうきの里 雲南 ～旬を感じ、生命（いのち）を育む～」

(2) 「ゆうき」の意味

- ・有機：各市町と雲南全体の有機的關係、体に安全な有機農業
- ・有季：季節の変化が明快で、旬を感じることができる地域
- ・勇気：新しい価値観を受け入れる勇気を持った地域
- ・遊気：遊び心のある地域
- ・裕気：心に余裕のある生活が実現できる地域
- ・優気：互いを思いやる優しさに包まれた地域

Ⅲ 基本計画

基本理念である“ゆうきの里 雲南”を一体的に実現するため、「ものづくり」、「イメージづくり」、「安心づくり」、「人づくり」の4つの柱のもと、施策を展開していきます。

1. ものづくり【産業の振興】

(1) 雲南地域の魅力ある製品の積極的な情報発信

- ① 雲南地域の魅力ある地域製品について、各種フェア等への出展、各種媒体を活用した情報発信を行い地域製品のPR活動を推進します。
- ② 平成26年8月に「雲南の地酒で乾杯を推進する条例」を制定し諸施策を進めており、今後も地酒に関わる原材料生産から消費まで、条例の趣旨を踏まえた取り組みを行います。

(2) 関係機関との連携

- 関係市町や観光協会、商工会、農業協同組合、雲南農業振興協議会等と連携して、地場産業の振興や地域活性化を目的とする取り組みについての協議の場を設けます。

2. イメージづくり【観光の振興】

(1) 情報発信による観光イメージづくりと雲南一体の広域観光振興

- ① SNS等を活用しながら、旬の観光情報やイベント情報を積極的に発信します。
- ② 関係市町にある観光関係施設の情報や各種イベント情報を積極的に収集し、マスコミ等を活用し情報発信を積極的に行います。
- ③ 雲南地域への誘客に向けSNS等を活用した情報を、観光客のニーズや効果的なタイミングで提供できる情報発信に取り組みます。

(2) 広域連携による観光の推進

- ① 雲南地域の多様なふるさと資源を組み合わせ、雲南地域が一体となった周遊モデルルートづくりを行い、多様化する旅行者のニーズに合わせた観光情報を提供します。
- ② 中国やまなみ街道や国道54号・314号等を活用した雲南地域内を周遊する観光を推進します。
- ③ 雲南地域の魅力あるスポットを含んだ旅行商品や観光ルート等をつくり、誘客活動に取り組みます。
- ④ 隣接する圏域との連携による一体的な観光事業の推進を行います。出雲の国・斐伊川サミット、三瓶山広域ツーリズム振興協議会、木次線利活用推進協議会、鉄の道文化圏推進協議会等、周辺地域の関係団体と連携し、旅行者にとって利用しやすい観光情報の発信や、市町をまたぐ広域的な観光素材の活用を図る取り組みを進めます。
- ⑤ 雲南地域内外から応援してくれる雲南ふるさと応援団や大学等、情報発信に努める団体等とも積極的に連携を図ります。

(3) 地域が潤う観光地づくり

- ① 地域が潤う観光地域づくりを推進するため、県内外からの旅行者や近隣の空港や港からの宿泊を伴う旅行者の誘致活動を積極的に行います。
- ② 小グループや個人客の受け入れを進めます。
- ③ インバウンド客に対する宿泊費、貸切バス助成を継続するとともに、受け入れに積極的な事業者との連携を図ります。
- ④ 雲南地域の特色を生かした体験型観光を充実させるため、地域住民を交えた観光事業の推進、定着化に努めます。
- ⑤ 島根ふるさとフェア等のイベントに出展し、積極的に地域製品のPR活動を行います。

3. 安心づくり[環境・基盤整備]

- ① 地域防災体制の推進
防災活動の普及や啓発活動の推進
- ② 介護保険に係る広報活動の推進
高齢者や40歳～65歳未満の第2号保険者に対して介護保険制度や健康づくりに係る周知・啓発活動の推進
- ③ 快適な生活関連施設の整備
公共下水道・汚泥共同施設のPRや環境衛生に係る啓発活動

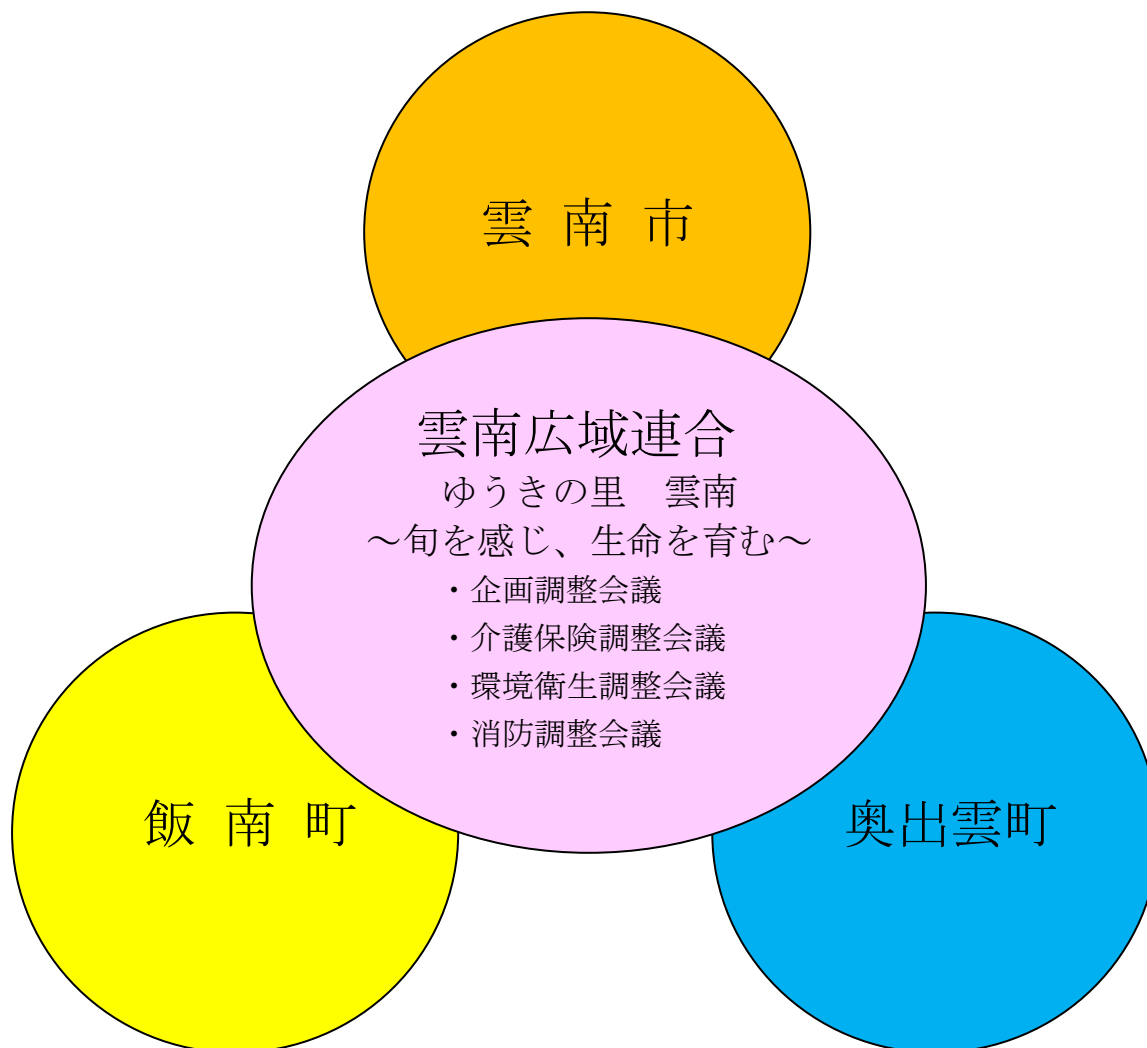
4. 人づくり[地域力の向上]

- ① 市町の総合戦略に挙げられている広域的な課題について研修会を行います。
- ② 雲南地域内の若手人材による、地域課題の解決をめざすネットワークづくりを支援します。
- ③ 雲南地域内の複数の市町にわたる広域的な交流・まちづくりの推進及び人材の育成等の活動を促進するため次の事業に助成します。
○交流事業 ○まちづくりの推進 ○人材育成事業 ○芸術・文化の振興
○産業振興
- ④ 介護についての理解を深め、介護従事者等を支援して介護サービス事業所の人手不足対策を進めるため次の事業を実施します。
○資格職等の潜在的人材の活用 ○研修事業による人材育成
○介護支援専門員等への支援 ○介護職場の魅力発信と環境改善

5. 施策の実施体制

計画の実施にあたっては、関係市町との密接な連携を図り推進していきます。

なお、関係市町と広域連合で組織する広域連合の事務に関する各調整会議において、目標達成に向けた取り組みを行っていくとともに、事業の成果を検証し、効率的で効果的な取り組みとなるよう努めます。



○推進体制体系図

